平成２９年

第４回 農地部会（定例会）議案

平成２９年４月７日

前橋市農業委員会

平成２９年　第４回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２９年４月７日　　午前９時００分
・閉会日時　　平成２９年４月７日　　午前１０時２４分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１６名）

１番　澁澤　聖一	２番　小泉　俊夫	３番　坂庭　常男	４番　木村　隆一
５番　信澤　綱四郎	７番　星野　好孝	８番　江原　弘	１０番　星野　和幸
１１番　深町　冨士雄	１３番　関根　由彦	１４番　石倉　忠夫	１５番　小林　秀明
１６番　岩﨑　政男	１７番　青木　朱美	１８番　齊藤　尚展	１９番　金井　清美

・欠席委員（１名）
　９番　窪田　桂

・事務局出席者

事務局長　吉井　一夫	係長　齋藤　孝朗	副主幹　深澤　直純
副主幹　高山　幸治	主任　冨澤　和則	臨時職員　宮田　厚子

・その他の出席者
　農業委員会長　　堀越　恒弘
　会長職務代理者　　関口　喜弘

・付議事件
（１）議案第２０号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第２１号　　農地一時転用許可期限延長願いについて（４条）
（３）議案第２２号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（４）議案第２３号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（５）議案第２４号　　農地法第５条の規定による許可申請について

・報告事項
（１）第１３号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第１４号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第１５号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第１６号　　現況証明交付状況について
（５）第１７号　　農地法第４条、第５条の規定による意見聴取結果について

吉井局長　定刻になりましたので、これより平成２９年第４回農地部会を開催いたします。
なお、本日の欠席通告者は、９番　窪田　桂委員の１名であります。従いまして在任委員１７名中１６名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町部会長から、ごあいさつを申し上げます。

深町部会長　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定により、深町部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《深町部会長、議長に就任》

議　長　それでは、本年度初めの部会ですので、部会中の注意事項について説明いたします。部会での発言は、起立または挙手により、部会議席番号を告げ、議長の許可を求めて発言を、お願いします。本会議は公開となっておりますので、発言につきましては、個人情報の個人名や個人が特定できる内容に触れることのないようお願いします。　審議内容が複雑多岐に渡るときは、暫時休憩し協議を行いたいと思います。また、携帯電話等は電源を切るか、マナーモード等に設定し、通話による会議の中断とならないようお願いします。以上のとおり、ご協力をお願いいたします。

議　長　それでは、平成２９年第４回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。４番　木村　隆一委員、５番　信澤　綱四郎委員にお願いいたします。
それでは議事に入ります。議案第２０号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１から８番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
整理番号６番、一般法人で農業参入し、農地法３条の許可を得て農業をしていましたが、販売実績等の確認も取れ農地所有適格法人の要件を満たした申請になっております。整理番号８番、耕作面積50ａに達しておりませんが、申請地の位置、面積、形状から、隣接する農地と一帯利用しなければ困難と認められる農地のため、農地法施行令第２条第３項を適用し、50ａ未満でも許可の例外に該当します。なお整理番号１番から８番は農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問等をお願いします。
◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から８番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２０号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１番から８番までを許可とすることに決定いたします。
次に、議案第２１号・農地一時転用許可期限延長願い４条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。

高山副主幹　◇（議案書、地目、面積、延長期限、申請理由を朗読、説明）

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いし

	ます。 ◇（意見、質問等なし）
議　長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第２１号・農地一時転用許可期限延長願い４条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第２２号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書、変更内容、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明）
議　長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議　長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第２２号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第２３号・農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から１６番までの審議を願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明） なお、整理番１番から１６番は農地法第４条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議　長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議　長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１６番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙　手）
議　長	全員賛成でありますので、議案第２３号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から１６番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第２４号・農地法第５条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号１番から４１番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明） なお、整理番１番から３４番、３６番から４１番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議　長	なお、整理番号１番、２番、２４番については、現地・面接調査を、整理番号３５番については、現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。
１６番委員 （３班班長）	現地案内図５条１をご覧下さい。面接には、夫婦２名で来られました。本案件は先月、残土等が放置されていた事から保留になりました案件です。現地調査では、残土等が撤去されていましたので調査班としては許可といたしました。 現地案内図５条２をご覧下さい。申請地はＪＡ荒砥支所から南へ800mに位置し、周囲は、北側は雑種地、東側は市道を挟んで農地、南側は国道５０号線、西側は宅地・国道に隣接する小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接当日都合が悪い

ため、申請人、行政書士の２名が事前に事務局へ来られ聞き取りをおこないました。申請人はスリランカ出身で、日本に１８年間在住、事業内容は中古車を購入して、塗装・板金等を行いオークションにて販売しています。従業員は６名、運転手は随時依頼します。本案件は申請人が購入し、自社への貸付を行います。申請地は国道５０号から３０ｃｍ程低いため砂利を敷き盛土は行わず、トラック・ユンボ・トラクター等の展示場として利用したいとの事です。雨水は自然浸透とし、照明は農地に向かない様に内側に向け設置、フェンスは２～２．５ｍ設置予定。調査班としては、利用計画、被害防除、実行性もあり許可と判断いたしました。

現地案内図５条２４をご覧下さい。申請地は、市の学校給食北部共同調理場に市道を挟んで隣接し、周囲は、北側・東側は市道を挟んで宅地、南側は農地・宅地、西側は市街化区域に近接する小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接には社長と行政書士の２名で来られました。申請法人は、金属加工業を行っており、業務拡大、従業員の増員により従業員４０～４５名、来客者も多く６０台程の駐車スペースが欲しいとの事です。２９年１月決算で１８億円程の売上がありました。土地利用については、現況に近い状態で行い、雨水処理は西側の側溝へ、照明は北側に２基、南側に１基、周囲は３ｍのフェンスを設置する予定です。調査班としては、必要性、利用計画等から判断し許可といたしました。

現地案内図５条３５をご覧下さい。申請地は大胡総合運動公園から北へ１．２ｋｍに位置し、周囲は、北側は市道を挟んで農地と宅地、東側は宅地、南側・西側は農地、小集団農地の辺縁部に位置しています。申請地は５３年に土地改良事業を行っております。本案件を１種農地とするか、土地の形状・周囲の状況を見て２種農地と判断するか調査班で議論をしましたが、結論がでませんでした。よって、保留を含めて、農地部会の判断をお願いします。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

会　長　整理番号３５番、１種か２種か確定されてないのですね。

齋藤係長　申請地の分断線、農地区分判断（土地改良事業を行った場合等）の補足説明。２種農地は１０ｈａ未満、市街地に近接、生産性が低い(土地改良未実施)小集団農地・市街化がみこまれる。１０ｈａ未満でも土地改良を実施した地域は市街化が見込まれない、隣接しない場合は１種農地の判断になり、太陽光発電は１種の例外規定に該当しません。この案件は班での判断が難しく、面積的には１０ｈａ未満ですが、市街化が進んでいる地域に近接しているかの判断になるかと思われます。

議　長　事務局の説明についてご質問等ございませんか。

１６番委員（３班班長）　今回の調査班だけでは判断しかねますので、保留にし、再度現地調査して判断していただければと思います。

（休憩）

議　長　その他ご意見等ございませんか。

２番委員　整理番号２４番、売買の金額確認

齋藤係長　金額の説明。

議　長　他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号３５番を保留とし、整理番号１番から３４番、整理番号３６番から４１番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２４号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号３５番を保留とし、整理番号１番から３４番、整理番号３６番から

４１番を許可とすることに決定いたします。

次に、整理番号４２番から８１番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお整理番号７３番、７４番、開発未了のため今月保留、道路要件満たせないため来月取下げ予定。なお、整理番４２番から７２番、７５番から８１番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議　長　なお、整理番号４３番、４５番、５２番、６２番、については、現地・面接調査を、整理番号７８番、７９番については、現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１６番委員（３班班長）　現地案内図５条４３をご覧下さい。申請地は市立粕川小学校から北西へ約200mに位置し、周囲は、北側は市道を挟んで農地と雑種地、東側は農地と宅地、南側は農地、西側は雑種地、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接には申請人、行政書士の２名で来られました。申請人は伊勢崎市で建設業を営んでおり、粕川地区の仕事が多く、資材置場として取得したいとの事です。事業内容は住宅工事、太陽光施設の設置が中心。利用計画・被害防除・雨水処理・境界等書類上の問題はなく、調査班としては許可といたしましたが、今後追跡調査は必要と思われます。隣地自己所有の土地に、太陽光発電の計画が有ります。

現地案内図５条４５をご覧下さい。申請地は、市立第７中学校から北へ約700mに位置し、北側は農地と宅地、東側・南側は雑種地、西側は市道を挟んで宅地、高崎駒形線に接近する倉庫等が建ち並ぶ小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接には申請人、司法書士の２名が来られました。申請の経緯については既存の駐車場を返却するためです。駐車場の利用者は、ヤマト運輸・東芝・群馬物流等、全体でトラック２６０台・一般車両数十台を置く予定です。照明等の近隣へ被害防除、雨水処理、隣接地道路等の境界対応も出来ており調査班としては、許可といたしました。

現地案内図５条５２をご覧下さい。申請地は赤城クローネンベルクから北東へ800mに位置し、周囲は、北側は広域農道を挟んで雑種地、東側は雑種地と農地、南側・西側は山林、集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接には工事業者、行政書士の２名が来られました。すでに一帯利用地として（山林）工事が始まっており、周りの申請地を一帯利用する計画です。申請人はすでに大間々町に１ヶ所800ｋｗ所有しており、東電との売電契約も済んでいます。接続制限は無いが接続負担金2,500万円が必要、費用回収に9.3年を見込んでいるとの事です。又、申請地内に道路があり現在は確認ができませんが、東部建設事務所との復元計画はできているとの事です。土砂等の埋立て許可は済ませています。法面が高いので大雨による流出等に充分注意するよう口頭にて指導をし、調査班としては許可といたしました。

現地案内図５条６２をご覧下さい。申請地は前橋市荻窪町清掃工場から北へ約700mに位置し、周囲は、北側は幅員14mの広域農道、東側は農地と山林、南側は宅地、西側は市道を挟んで雑種地、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。面接には、申請人が来られました。申請人はすでに7ヶ所に太陽光発電施設を所有、従業員は正社員２２名、臨時社員４名。本件はパネル1,920枚、発電単価24円、年間1,200万円の売上を予定しています。東電との契約は済み、接続制限は無いが接続負担金が百数十万円、施設費用の回収には7年間を見込んでいます。土地造成は特に行わず現況に近い状態で行い、雨水処理については浸透枡を設置、周囲には、1.2mのフェンスを設置予定。調査班としては許可と判断いたしました。

現地案内図５条７８、７９をご覧下さい。申請地は神沢の森の北側に近接し周囲は

東・北・西側は農地、南側は市道を挟んで宅地。（地図を確認しながら申請地２筆の分断状況の詳細説明。）調査班としては道路にて分断が可能として許可と判断いたしました。

議　長　　以上で事務局の説明および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご質問、ご意見をお願いします。

３番委員　　現地面接調査班書類、記載もれ説明願い。

高山副主幹　　説明。

１７番委員　　整理番号７８・７９、分断に関係する既存の太陽光発電施設の確認。

議　長　　他に、ご意見等ございませんか。

齋藤係長　　整理番号７８・７９の補足説明。

議　長　　ご理解いただけましたでしょうか。ご質問等なければ採決したいと思います。整理番号７３番、７４番を保留とし、整理番号４２番から７２番、整理番号７５番から８１番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第２４号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号７３番、７４番を保留とし、整理番号４２番から７２番、整理番号７５番から８１番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える、許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、３４ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第１３号から第１７号までとなっております。

第１３号から第１６号の報告内容は、

○法第４条の届出書の受理状況	５件
○法第５条の届出書の受理状況	２２件
○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	６６件
○現況照明の交付状況	３件

報告事項第１７号は、３月部会において許可とした法第４条第５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

議　長　　以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会１０時２４分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年４月７日

議　長

署名人

署名人